

## 現代社会での物事の見方や考え方

この章では、物事の見方や考え方について学ぶ。「見方や考え方なんて、個人の勝手でしょ」って思うかもしれない。たしかに、自由に考え、自分なりの見方をするのは、現代社会においては国に保障された権利だ。でも、社会にはいろいろな考えを持つ人がいるから、すべての人が自分の思うままに行動すると対立が起こり、いつまでも解決できなくなることもある。それでは結局、みんなが不幸になってしまうかもしれない。だから、対立は起こるという前提で、そのときにどう話し合っ**て合意**するか、効率的で公平な決まりをどのようにつくるかが大切。そのための考え方を理解して、活用する方法を知ってほしい。

### この章のポイント!

「現代社会での物事の見方や考え方」のキーワード

- ① 社会集団・社会的存在 ② 「対立」と「合意」  
③ 効率・公正・決まり(ルール)

#### 理解を深めるエッセンス★

人間は「社会集団」の一員であり、「社会的存在」である。社会集団では「対立」が生まれるため、「合意」を得るために「効率的」で「公正」な決まりをつくる必要がある。

#### テーマ

### 8 社会集団での生活

#### 社会集団とは

多くの人は生まれたときから**家族**の一員として生活する。家族は、最初に出会ういちばん身近な**社会集団**といえる。家族の中で生活することで、安らぎを得たり、社会で生きていくための基本的ルールを身につけたりす

るわけだ。

また、**地域社会**も生まれたときから所属する身近な社会集団だ。最近では育児や介護、防災・安全、伝統文化の**継承**などにおいて、地域社会の大切さが見直されているよ。

さらに社会集団には、目的を持って自分から参加するものもある。たとえば、学校や部活動、会社などがそうだ。人間はこのようないくつもの**社会集団に所属して、その一員として協力することで生きていくことができる**。だから、人間は**社会的存在**であるといわれているんだ。「公民」を勉強するのはテストのためだけでなく、社会集団の中の社会的存在として、より良く生きるための知恵を身につけるためでもあるんだよ。

#### 対立と合意

人間は社会的存在で、社会集団に所属しないで生きていくことは難しい。だって、たったひとりで無人島で生活するわけではないからね。社会集団に所属することで、人間としての生活が可能になるわけだ。

でも、社会集団を構成する一人ひとりにはみな個性があって、考え方や求めるものが違うから、**対立**が生まれることもある。

たとえば、家族の中でも休日の過ごし方や、生活をするうえで意見が分かれることがあるよね。学校でもクラスの中で対立が生まれたり、部活のメンバーどうして意見が分かれたりすることもよくあると思う。

社会では、ごみ処理施設をどこに設置するかで地域間で対立したり、会社間では商品の取り引きをめぐる利害の対立が生じたりする。議会では、実現したいことが一致せず、意見の対立が起こるときがある。

このように、社会集団では考え方の違いによる対立はよく起きるものだ。そんなとき、自分の意見を主張するだけでなく、相手の話をよく聞いて、たがいに受け入れることのできる解決策を求めて話し合い、**合意**をめざす努力が必要だ。対立をそのままにしておいては、僕らの社会生活はうまく成り立たないからね。

# 9 効率と公正

## 効率とは

社会集団の中で対立が生まれたときは、みんなの合意を得られる解決策が必要だ。その解決策をみんなが納得できるかどうかを判断する代表的な考え方として、**効率**と**公正**が挙げられる。

「効率」とは、一般的には、できるだけ少ない時間でたくさんのおこなうなど、「効果的に物事をおこなう」という意味で使われるよね。でも、ここでは「無駄を省く」という意味で使われる。

たとえば、10個のアメを友達3人で分ける場合、平等に3個ずつ分ければ1個余る。そこで、余った1個を3人のうちのだれがもらうかを話し合って決めれば、無駄がなくなる。そんなふうに、限られたものやお金、土地などの資源を無駄なく使うことで、だれの満足も減らすことなく全体の満足を増やすことが「効率」的だと考えられる。

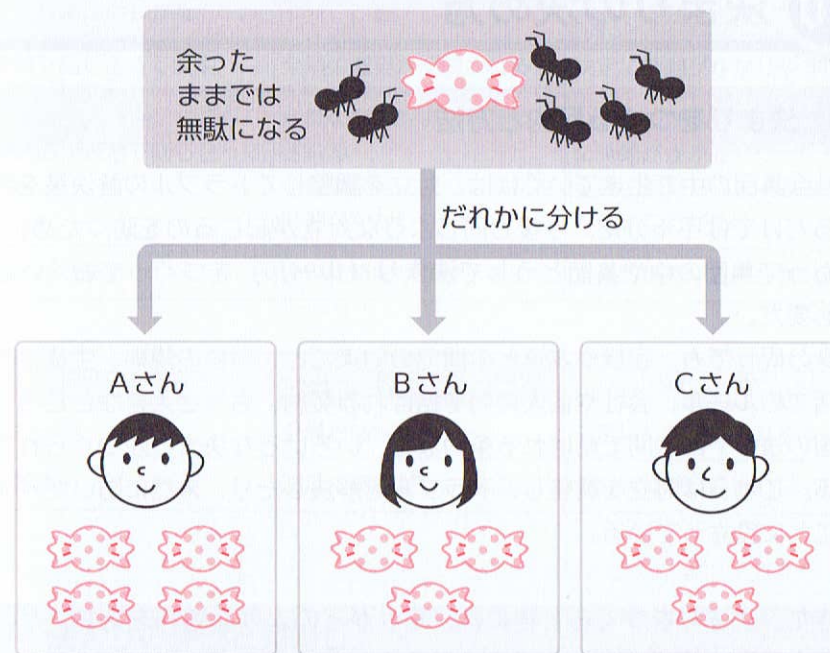
## 公正とは

公正とは、一人ひとりが置かれている状況に目を向け、特定の人**が不利なあつかいを受けることがないようにすること**だ。もう少し、細かく言うと、公正には**手続きの公正さ**、**機会や結果の公正さ**がある。

さっきのアメを3人で分ける例でいうと、分け方を決める話し合いに3人全員がそれぞれ対等な立場で参加することができなければ、そこで決められた分け方にみんなが納得することはできないよね。このようにみんなが参加して決定することを「**手続きの公正さ**」というよ。

また、だれかがアメを手にする機会を制限されたり、結果として手にするアメの数を少なくされたりすると、やっぱり納得できない人が出てくる。こうしたことがないようにすることを、「**機会や結果の公正さ**」というよ。

## 10個のアメを効率的に配るには



アメを効率的に配分するには、上の図のようにすると、アメ(資源)をすべて無駄なく分けることができる



「効率」とは資源の配分に無駄がないこと。「公正」とは配分を決める手続きや、配分を受ける機会や結果について、特定の人**が不利なあつかいを受けないこと**だ。みんなの合意を得るために必要な考え方といえるね。

## 物事の決定・採決のしかた

決定のしかた	長 所	短 所
全員で話し合って決定	全員の意見が反映される	決定に時間がかかりやすい
複数の代表者で話し合って決定	全員の意見がある程度反映される 全員で決めるよりは決定に時間がかからない	ひとりで決めるよりも決定に時間がかかる 全員の意見がうまく反映されないことがある
ひとりで決定	決定に時間がかからない	全員の意見が反映されない

採決のしかた	長 所	短 所
全会一致	全員が納得する	決定に時間がかかりやすい
多数決	決定に時間がかからない	少数意見が反映されにくい

## 決まりの評価と見直し

決定した決まりは、状況の変化によっては見直して変えていくことも必要だ。変更することによりトラブルが解決したり、より物事をうまく進めたりできることもあるしね。



バレーボールや柔道など、スポーツのルールも変更されていますよね。

そうだね。バレーボールだと、判定を正確にするために録画映像による判定を取り入れたり、テレビ中継の時間枠を考えて、試合時間を短縮するようなルール変更がされたりしているね。柔道の場合、ルール変更の内容についての反対意見も多いようだよ。みんなが納得するような決まりに変更するには注意が必要ということだ。

そこで、決まりが適切かどうかを評価するには、次の5つの視点で考えると効果的だよ。

## 10 決まりの決め方

## 決まりをつくる目的と方法

社会集団の中で生きていくには、対立を調整してトラブルの解決策を考えるだけでは不十分だ。今後も同じような対立が起こるのを防ぐために、前もって集団の中や集団どうして**決まり**（ルール）をつくっておくことが必要だ。

身の周りでも、家族や友達との間での約束ごと、学校の規則、生徒会や部活でのルール、会社や個人の間で結ばれる契約、もっと大きなところでは国の法律や国家間で結ばれる条約など、いろいろな決まりがつけられている。これらは対立を調整し、トラブルを解決したり、未然に防いだりすることに役立っている。

さて、決まりをつくるときには、だれがどのような**権利**を持ち、どのような**義務**や**責任**が生まれるかを明らかにすることが大切だ。また、その決まりをだれがどのような方法で決めるかも大切だ。

関係する人が少数なら、もちろんその関係者が全員話し合いに参加するのが理想だ。でも、大人数では全員が参加するのは難しいし、決定までに時間がかかってしまう。そんなときは、代表者が話し合って決めるという方法もあるよ。

また、決まりの決め方には、**全会一致**や**多数決**などの方法がある。

全会一致とは、全員の意見が一致したときに決定することで満場一致ともいう。ひとりで反対する人がいると成立しないことを決めるときに利用する方法だ。

多数決は、限られた時間の中で結論を出さなければならないときに、より多くの人が賛成する案を採用する方法だ。多数決は学校のクラス内でもよく採用される決め方だよ。多数決で決定する場合は、結論を出す前に少数の意見を十分に聞いて尊重することも大切だ。これを**少数意見の尊重**というよ。

### 決まりに対する評価項目

評価項目	内容
① 目的と手段の確認	目的を実現するための適切な手段になっているか
② 内容の明確さの確認	だれにとっても同じ内容を意味するものになっているか
③ 手続きの公正さの確認	決まりをつくる過程にみんなが参加しているか
④ 機会や結果の公正さの確認	立場を変えても受け入れられるものになっているか
⑤ 効率の確認	みんなのお金や物、土地、労力などが無駄なく使われているか

いろいろな社会集団の中で、いろいろな人たちと生活していると、ときに対立が生まれることがある。そんなときには、それぞれの考え方や価値観の違いを認め、解決のための合意をめざす必要がある。そしてその合意を見直しながら、ともに生きていく**共生社会**をつくっていく。そのために、「対立から合意へ」という考えと、決まりをつくるうえでの「効率と公正」という考えを理解していくことが大切だよ。

## 第2部

# 憲法編

### 第4章

## 人権と日本国憲法

### 第5章

## 人権と共生社会

### 第6章

## これからの人権保障